

令和6年第3回

瑞浪市議会定例会議案

令和6年6月3日

目 次

承第1号	専決処分の承認について（令和5年度専第14号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第2号	専決処分の承認について（令和5年度専第15号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	14
承第3号	専決処分の承認について（令和5年度専第16号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	17
議第42号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	19
議第43号	瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について……………	21
議第44号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	23
議第45号	瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
議第46号	瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
議第47号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……………	28
議第48号	財産の取得について……………	29
議第49号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に ついて……………	30
議第50号	市道路線の認定について……………	31
議第51号	市道路線の認定について……………	32
議第52号	工事請負契約の締結について……………	33
議第53号	工事請負契約の締結について……………	34
議第54号	工事請負契約の締結について……………	35
議第55号	令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）……………	36
議第56号	令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号）……………	38
議第57号	令和6年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）……………	41

承第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第14号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らか

であり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第52条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第72条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第72条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第141条の2第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第141条の2第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第33条、第34条から第35条の3まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条第2項、第48条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第48条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」

とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第42条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1

期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなし、第41条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第48条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）
第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第48条の2第1項の規

定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第48条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第48条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額から

その者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年1

2月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第48条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第48条の5第2項の規定により読み替えられた第48条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第48条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第48条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条、第34条から第35条の3まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第35条の3第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第35条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする」に改める。

附則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項

第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年

度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２条の３の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

- （５） 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

- （５） 附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、

「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項第 3 号中「山林取得金額」を「山林所得金額」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、

「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第15号

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第1

5条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「附則第5項及び第7項」を「附則第4項及び第6項」に、

「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 4 項及び第 7 項」に、「第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「第 7 項及び第 8 項」に、「附則第 8 項、第 9 項」を「附則第 7 項、第 8 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 3 項中「第 3 1 項から第 3 5 項まで、第 3 9 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 1 項から第 3 4 項まで、第 3 8 項若しくは第 4 5 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の瑞浪市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

専第16号

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日 専決

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一

課税に関する条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 4 2 号

瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市税条例の一部を改正する条例

瑞浪市税条例（昭和 2 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号を次のように改める。

（9） 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
第 6 4 条の 3 中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に、「準看護師」を「准看護師」に、「臨床検査技士」を「臨床検査技師」に改める。
附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 5 条第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の第 3 5 条第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8

号) 附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。

議第43号

瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 瑞浪市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第72条第1項」の次に「及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項」を加える。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 瑞浪市こども計画(こども基本法第10条第2項に基づき瑞浪市が策定するこども計画をいう。)に関して審議し、意見を述べること。

(瑞浪市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部中瑞浪市次世代育成支援対策地域協議会の項を削る。

(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和55年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「次世代育成支援対策地域協議会委員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第44号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第45号

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間

数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。) は、原則として次のとおりとする。

第2条第1項第3号中「主任介護支援専門員(」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「修了したもの(当該研修を修了した日(以下「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあつては、修了日から起算して5年経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に改め、「(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。)」を削り、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

2 瑞浪市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

議第 4 6 号

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例
瑞浪市積立基金条例（平成 9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

瑞浪市公共施設 整備基金	公共施設整備の資金に充てるため
瑞浪市農業活性化 推進基金	農業活性化推進のための企画・調査 及び特産物開発等の経費に充てるため

を

「

瑞浪市公共施設 整備基金	公共施設整備の資金に充てるため
-----------------	-----------------

に改める。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 7 号

瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
工 藤 嘉 高	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第48号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | コンバーチブル型ノートパソコン 101台
ノートパソコン 255台
デスクトップパソコン 48台 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 59,015,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 瑞浪市一色町4丁目13番地
株式会社中央ビジネス
代表取締役 桑原一平 |

議第 4 9 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、規約を次のように変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年岐阜県指令市町村第 1 2 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

議第50号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1694	虫塚1号線	土岐町字虫塚1077番5地先 土岐町字虫塚1069番4地先	

議第 5 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 6 9 5	上馬場 1 号線	稲津町小里字上馬場 1 2 3 番 6 地先 稲津町小里字上馬場 1 1 5 番 2 地先	

議第52号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 東濃5市消防指令センター建設工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 398,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 瑞浪市和合町1丁目2番地
株式会社中島工務店 瑞浪支店
取締役支店長 武田省司 |

議第53号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 東濃5市消防指令センター高機能消防指令システム
設置工事（5市共通分） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 397,540,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町字土々ヶ根2628番地の9
中央電子光学株式会社 東濃支店
支店長 土本裕志 |

議第54号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 東濃5市消防指令センター高機能消防指令システム
設置工事（個別分瑞浪市） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 160,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市大井町字土々ヶ根2628番地の9
中央電子光学株式会社 東濃支店
支店長 土本裕志 |

議第55号

令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度瑞浪市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,367,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,235,851	316,000	2,551,851
	2 国庫補助金	728,126	316,000	1,044,126
歳入合計		19,051,000	316,000	19,367,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,974,538	213,000	2,187,538
	1 総務管理費	1,622,407	213,000	1,835,407
3 民生費		5,859,137	103,000	5,962,137
	1 社会福祉費	3,025,475	103,000	3,128,475
歳出合計		19,051,000	316,000	19,367,000

議第56号

令和6年度瑞浪市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度瑞浪市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,460,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,551,851	1,600	2,553,451
	1 国庫負担金	1,498,394	1,600	1,499,994
19 繰入金		1,522,858	28,900	1,551,758
	1 基金繰入金	1,477,361	28,900	1,506,261
21 諸収入		911,645	63,000	974,645
	4 雑入	375,405	63,000	438,405
歳入合計		19,367,000	93,500	19,460,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,187,538	2,500	2,190,038
	1 総務管理費	1,835,407	2,500	1,837,907
4 衛生費		2,136,611	87,900	2,224,511
	1 保健衛生費	539,209	87,600	626,809
	3 環境費	144,890	300	145,190
7 商工費		528,368	2,400	530,768
	1 商工費	528,368	2,400	530,768
13 諸支出金		625,023	700	625,723
	1 公営企業費	625,023	700	625,723
歳出合計		19,367,000	93,500	19,460,500

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさとみずなみ応援寄附金支援業務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の6%に 消費税相当額を加えた額
自然ふれあい館指定管理料(観光交流事業分)	令和7年度から 令和9年度まで	3,915
橋 梁 撤 去 費 負 担 金	令 和 7 年 度	56,000

議第57号

令和6年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,137,600千円	700千円	1,138,300千円
第2項 営業外収益	217,177千円	700千円	217,877千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,122,600千円	700千円	1,123,300千円
第1項 営業費用	1,055,694千円	700千円	1,056,394千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「73,551千円」を「67,251千円」に改める。

令和6年6月3日 提出

瑞浪市長 水野光二

